

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和56年条例第124号）第5条の規定に基づき令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定める。

令和6年3月29日

藍住町長 高橋 英夫

1 一般廃棄物の排出の状況

種 類		排 出 量	計	
家 庭 系 ご み	燃 や せ る ご み	6,200 t	9,274 t	
	燃 や せ な い ご み	100 t		
	資 源 ご み	缶 類		80 t
		び ん 類		190 t
		ペ ッ ト ボ ト ル		50 t
		蛍光灯・古着・古紙類		777 t
		廃プラスチック類		1,000 t
	乾電池・金属類	107 t		
粗 大 ご み	770 t			
事 業 系 ご み		2,000 t	2,000 t	
し 尿	し 尿	500 kl	11,000 kl	
	浄 化 槽 汚 泥	10,500 kl		

2 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃 や せ る ご み	町（直営）	町（直営）	町（委託）
燃 や せ な い ご み	町（直営）	町（委託）	
資 源 ご み	町（直営）	町（委託）	
粗 大 ご み	持込・許可業者	町（委託）	

(2) 事業活動に伴って排出されるごみ

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
事 業 系 ご み	許 可 業 者	町（直営）	町（委託）

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

また、町が許可した一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託し、町の処理施設等で処理を行うものとする。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	町（委託）	町（委託）	町（委託）
浄化槽汚泥			

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

[1] 排出抑制・再資源化計画

(I) 排出抑制の方法

a 生ごみ堆肥化処理に対する支援

(a) 残飯類を家庭で堆肥化する大型容器（コンポスト）購入に対し、1基当たり購入金額の半分

（1年度につき1世帯当たり2基、上限4,000円）を助成。

(b) 電気式生ごみ処理機購入に対し、1基当たり購入金額の半分（1世帯当たり1基、上限30,000円）を助成。

b ペットボトル拠点回収事業（公共施設27か所に設置）

c 家庭ごみの廃油回収事業（公共施設等9か所に設置）

d 事業系ごみの雑紙回収事業

e 広報、啓発活動

廃棄物の減量化及び資源化について、住民及び事業者の理解と協力を得るため、次のような啓発事業を展開する。

(a) 小学校での環境教育の実施

(b) ごみ処理施設見学会の開催（小学校等）

(c) 小学校社会科副読本の作成・配布

(d) モニター会議の開催

(e) 各種啓発パンフレットの配布

(f) その他、情報提供、広報・啓発活動

[2] 収集・運搬計画

(I) 収集区域の範囲

藍住町全域とする。

(II) 収集の方法及び回数

a 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ

(a) 一般収集計画

家庭から排出される一般廃棄物は、町が年間スケジュールを立て次の区分により直営で収集する。

区 分	廃棄物の種類	収 集 方 法 及 び 回 数
-----	--------	-----------------

燃やせるごみ	台所ごみ・紙くず・木くず・衣類	指定ごみ袋により、おおむね週2回各戸収集又はステーション方式で収集する
燃やせないごみ	ガラス・陶磁器	指定ごみ袋により、おおむね月1回ステーション方式で収集する
資源ごみ	缶類	指定ごみ袋により、おおむね月1回ステーション方式で収集する
	びん類	指定ごみ袋により、おおむね月1回ステーション方式で収集する
	ペットボトル	おおむね月2回、回収箱を公共施設に設置し収集する。
	蛍光灯・古着・古紙類	ひもでしばり、おおむね週2回、各戸又はステーション方式で収集する。古着は直接搬入。
	プラスチック類	指定ごみ袋により、おおむね月4回ステーション方式で収集する
粗大ごみ	乾電池・金属類	指定ごみ袋により、おおむね月1回ステーション方式で収集する
	家具類・二輪車・電気製品・寝具類・剪定木・その他	平日及び特別収集日に、西クリーンステーションへ直接搬入。

(b) 臨時収集計画

小動物（死犬等）を臨時的に収集する。

b 事業活動に伴って排出されるごみ

原則として、町が許可した一般廃棄物処理業者が収集・運搬する。

なお、収集運搬体制については、ごみ処理が円滑に行われており、現体制の業者により収集・運搬を行うこととする。

c ごみ集積場所

(a) 町長が家庭系一般廃棄物を収集することが可能であると確認した場所とする。

(b) 町長は、ごみ集積場所の現地において、看板の設置その他の方法により、その場所がごみ集積場所であることを表示するものとする。ただし、表示が困難である場合、その他相当の理由がある場合は、この限りでない。

(c) ごみ集積場所の設置については、「ごみ集積場所ガイドライン」に基づき設置する。

(d) 町長は、ごみ集積場所の位置を地図上に明示し、一般の閲覧に供するものとする。

[3] ごみの有料化について

- (I) 事業系ごみについては、一般廃棄物処理手数料を徴収する。
- (II) 粗大ごみについては、一般廃棄物処理手数料を100円と200円の2種類で徴収する。
- (III) 指定ごみ袋制を実施している。

a 指定ごみ袋の種類

町で指定するごみ袋の種類は、「燃やせるごみ」・「金属・ガラス陶器類専用（燃やせないごみ）」・「空き缶専用」・「空きびん専用」・「廃プラスチック類」・「事業所用」の6種類である。

種類 (袋色)	サイズ	1セット 当たりの枚数	販売価格
燃やせるごみ (ピンク)	大 45 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	250円
	中 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	150円
	小 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	100円
金属・ガラス陶器類専用 (燃やせないごみ) (青色)	中 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	150円
	小 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	100円
	特小 10 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	70円
空きびん専用 (白色)	中 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	150円
	小 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	100円
	特小 10 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	70円
空き缶専用 (黄色)	大 45 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	250円
	中 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	150円
	小 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	100円
廃プラスチック類 (オレンジ)	大 45 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	250円
	中 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	150円
	小 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	100円
事業所用 (紫色)	大 90 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	350円
	中 45 $\frac{1}{2}$ ℓ	10枚	250円

b 指定袋販売店

藍住町内に店舗を有し、日常生活用品販売業務等を営んでおり、町民に直接販売可能な取扱店で販売をする。

[4] 中間処理計画

(I) 処理施設の概要

a 焼却施設の概要

(a) 焼却施設の概要

名 称	藍住町西クリーンステーション
所 在 地	藍住町富吉字大向5-1

処理方式	准連続燃焼方式（ストーカ式）
施設能力	15 t / 日 × 2 基

(b) 処理量

搬入者	処理量	計
町	6,200 t	8,200 t
許可業者（自己搬入分を含む）	2,000 t	

(c) 処理後の残渣量 600 t

b 不燃物減量。再資源化施設の概要及び処理量

(a) 不燃物原料・再資源化施設の概要

廃プラスチック類

名称	旭鉱石(株)
所在地	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4
処理方法	選別・リサイクル（固形燃料化）

缶類

名称	(株)サンパイ
所在地	藍住町東中富字西向江傍示1-1
処理方法	圧縮・破砕

金属類

名称	(株)サンパイ
所在地	藍住町東中富字西向江傍示1-1
処理方法	圧縮・破砕

びん類

名称	藍住町西クリーンステーション
所在地	藍住町富吉字大向5-1
処理方法	手選別（ベルト式）

ペットボトル

名称	(株)サンパイ
所在地	藍住町東中富字西向江傍示1-1
処理方法	圧縮梱包

蛍光灯

名称	(株)フジゲン
所在地	徳島市東沖洲2丁目35番地
処理方法	選別・リサイクル（ガラス原料）

その他の粗大ごみ

名称	(株)サンパイ
所在地	藍住町東中富字西向江傍示1-1

処理方法	破碎・選別
名 称	(株)漆原商事
所 在 地	鳴門市大麻町桧字蔭ヶ谷1番、1番41、1番42
処理方法	破碎・選別・リサイクル(堆肥化)

(b) 処理量

種 類	処 理 量	計
資源ごみ (廃プラスチック類、缶類、金属類、 びん類、ペットボトル、蛍光灯)	1,422 t	2,192 t
粗大ごみ(その他の粗大ごみ)	770 t	

(c) 有価物の回収

廃プラスチック、缶類、金属類、びん類、ペットボトル、その他の粗大ごみの有価物を選別し、回収する。

缶 類	び ん 類	ペ ッ ト ボ ト ル	そ の 他 の 粗 大 ご み
80 t	190 t	50 t	770 t
廃プラスチック類	金 属 類	蛍 光 灯	計
1,000 t	100 t	2 t	2,192 t

(d) 処理後の残渣量

種 類	処 理 量	計
不 燃 残 渣	50 t	50 t

c 古着・古紙類の処理施設概要及び処理量

(a) 処理施設概要

古紙類

名 称	藍住町西クリーンステーション
所 在 地	藍住町富吉字大向5-1
処理方法	手選別
名 称	(株)フジゲン
所 在 地	徳島市東沖洲2丁目35番地
処理方法	手選別

(b) 処理量

段ボール	新 聞	雑 誌	紙 パ ッ ク	古 着	計
250 t	295 t	195 t	10 t	25 t	775 t

d 乾電池処理施設の概要及び搬入量

(a) 名 称 野村興産(株) イトムカ鋳業所

水銀含有廃棄物再資源化プラント

所 在 地 北海道北見市留辺蘂町富士見217-1

処理方法 焙焼処理

施設能力 185 t/日

(b) 処理量 10 t

[5] 最終処分計画

(I) a 最終処分場の概要

名 称 (株)明和クリーン
所在地 三好市山城町寺野字アゲクラ894番地他
埋立面積 76,936平方メートル
埋立容量 1,751,058立方メートル
b 埋立量 550 t (焼却灰:可燃ごみ、廃プラ)
100 t (ガラス・陶磁器)

a 最終処分場の概要

名 称 徳島東部処分場
所在地 板野郡松茂町豊久字朝日野6地先
埋立面積 155,951平方メートル
埋立容量 1,440,000立方メートル
b 埋立量 320 t (焼却灰)

(II) 埋立量

	処 理 量	計
焼 却 灰	870 t	970 t
燃やせないごみ	100 t	

[6] その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(I) 多量の一般廃棄物は、運搬すべき場所及び方法を別に指示する。

(II) 処理しない一般廃棄物は、必要に応じ定める。

(III) 適正処理困難物

自動車用タイヤ等の適正処理困難物は、販売店への引取を推進する。

(IV) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目

法の対象品目であるテレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、エアコン、電気洗濯機及び衣類乾燥機は、排出者自らが指定取引場所まで運搬するか、小売業者等に収集運搬を依頼してもらうか、町に一般廃棄物処理手数料を支払って運搬してもらう。

(V) 一般廃棄物再生利用業の指定

パレット類、剪定木、水草等についても、指定を行い再生利用を促進する。一般廃棄物再生利用業の指定については、随時審査をする。

(VI) 資源有効利用促進法による家庭用パソコン処理

排出者から製造等事業者へ直接回収を依頼してもらう方法により処理する。

(2) 生活排水処理実施計画

[1] 生活排水処理計画

生活排水処理人口は次のように予測する。

生活排水処理人口	計
23,315 人	23,315 人

[2] し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

(I) 収集・運搬計画

a 収集・運搬する廃棄物の量

搬入者	種類	廃棄物の量	計
町(委託)	し尿	500 kl	11,000kl
	浄化槽汚泥	10,500 kl	

b 収集区域の範囲

藍住町全域とする。

c 収集回数

し尿については、おおむね月1回、浄化槽汚泥については、おおむね年1回の割合で収集する。

d 収集の方法

町が委託した業者(藍住町衛生協同組合)により、収集・運搬をする。

(II) 中間処理計画

a 処理施設の概要

名称	藍住町中央クリーンステーション
所在地	藍住町奥野字矢上前32-1
処理方式	下水道投入
施設能力	35kl/日

運転管理の概要

名称 (株)クリタス 西日本支社

所在地 大阪府高槻市芥川町1丁目7番26号

b 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬入者	種類	廃棄物の量	計
町(委託)	し尿	500 kl	11,000 kl
	浄化槽汚泥	10,500 kl	

c 最終処分場の概要及び処理量

名称	(株)明和クリーン
所在地	三好市山城町寺野字アゲクラ908番1外22筆
処理方式	埋立

d 処理量

焼却残渣(し渣) 30 t